

(平成23年12月14日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認徳島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

3 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 2 件

徳島国民年金 事案671

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年5月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年5月から61年3月まで
昭和58年5月から61年3月まで国民年金保険料を継続して納付していたはずであるが、申立期間が未納とされていることに納得できない。
申立期間について、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金被保険者台帳、A市区町村が作成した国民年金被保険者名簿及び申立人の所持する年金手帳において、資格喪失日は、「昭和58年5月31日」と記録されていることが確認できる上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらないことから、申立期間は国民年金の任意未加入期間として取り扱われており、制度上、国民年金保険料を納付できない期間である。

また、申立期間は35月に及んでおり、これだけ長期間にわたり、二つの市区町村にまたがって事務処理上の不備が連続して起こるとは考え難い。

さらに、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年5月1日から55年4月1日まで

私は、A事業所において、昭和53年5月1日から55年3月31日までB業務員として勤務したが、当該期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。

調査の上、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所は、「申立期間当時、申立人の職種であるB業務員は、通常、週5日勤務であった。当方が保管する発令簿によれば、申立人が、申立期間において、週3日勤務の短時間労働者であったことが確認できることから、申立人については、厚生年金保険に加入させておらず、給与からの保険料控除等は行っていない。」と回答しているところ、日本年金機構によれば、「申立期間当時、同職種の常勤従業員が週5日勤務である場合、週3日勤務の者は短時間労働者として厚生年金保険の被保険者には該当しない取扱いであった。」と説明している。

また、申立事業所が保管する発令簿等において、申立人が記憶する同僚のB業務員3人が、申立期間当時、週5日勤務の常勤職員として勤務していたことが確認できるところ、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票等によれば、当該同僚のうち、i)「勤務開始後しばらくして、厚生年金保険の未加入の改善を事業所へ申し出て、その結果、厚生年金保険に加入することになった。」と供述している同僚は、発令簿における勤務開始時期から2年遅れて昭和54年3月に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できること、ii)「申立事業所では、昭和55年頃まで

B業務員を厚生年金保険に加入させておらず、その件を知らなかったB業務員がいたと思う。」と供述している同僚は、発令簿における勤務開始時期から5年遅れて申立期間の終期に当たる55年3月に被保険者資格を取得していることが確認できること、iii) 残りの同僚については、厚生年金保険の被保険者記録が確認できないことなどから判断すると、申立期間当時、申立事業所では、常勤のB業務員についても、必ずしも勤務開始と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる上、当該同僚3人から、申立人の給与から申立期間の厚生年金保険料が控除されたことをうかがわせる具体的な供述は得られない。

さらに、申立事業所に係る前述の被保険者原票において、整理番号347番（昭和53年4月1日資格取得）から整理番号510番（昭和57年10月1日資格取得）までの記録に、申立人の氏名等は確認できず、整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年7月1日から49年9月11日まで
私は、A事業所へ昭和47年7月1日に入社し、49年9月10日に退職するまでの期間においてB業務員として勤務した。勤務していたのは確かであり、厚生年金保険の被保険者記録が無いことに納得できない。
調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人が、昭和47年10月26日から48年10月31日までの期間において、A事業所に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、申立事業所では、当時の賃金台帳等資料は保管されておらず、当時の事業主及び申立人が記憶する同僚等へ照会したが、申立人が、申立期間の全ての期間において申立事業所に勤務していたこと、及び給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる関連資料や具体的供述等は得られない。

また、当時の事業主は、「厚生年金保険の加入については、従業員の希望を確認した上で、希望者については、2か月から3か月程度の試用期間を設け、その後に加わらせていた。」と供述している。

さらに、申立人が記憶する複数の同僚は、「入社当初、試用期間があった。会社から厚生年金保険の加入について希望を聞かれた。」「申立事業所において厚生年金保険に加入していない期間については、国民年金に加入していた。」と供述しているところ、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票、オンライン記録等における当該同僚の記録を確認した結果、申立事業所において勤務していたことが推認される期間の一部期間（2か月から8年程度の期間）において、厚生年金保険の被保険者記

録が確認できないこと、又は国民年金の被保険者記録が確認できること、及び申立人が記憶するこのほかの同僚について、前述の被保険者原票において、氏名が確認できないこと等から判断すると、申立期間当時、申立事業所では、必ずしも全ての従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況とともに、必ずしも全ての従業員を厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

加えて、オンライン記録において、申立人は、申立期間途中の昭和48年10月11日に国民年金の被保険者資格を取得し、申立期間のうちの同年10月から49年3月までの期間に係る国民年金保険料を納付していることが確認できる。

また、申立事業所に係る前述の被保険者原票の健康保険番号1番（昭和42年7月1日資格取得）から同98番（昭和49年10月21日資格取得）までの記録に、申立人の氏名は確認できず、欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。